

立川市クリーンセンター足湯運用基準

(目的)

第1条 この基準は、立川市クリーンセンター管理規則第9条に基づき、敷地北側のたちむにいひろば（以下「ひろば」という。）内にある足湯について必要な事項を定めることを目的とする。

(位置)

第2条 足湯の位置は、別図のとおりとする。

(管理者)

第3条 クリーンセンターの管理者（以下「管理者」という。）は環境資源循環部クリーンセンター長とし、管理及び運営に関する事務は、クリーンセンターの所管とする。

(優先利用)

第4条 平常時は、余熱利用学習を目的とした市民の憩いの施設として利用するものとし、災害の発生時は、防災拠点として優先的に利用するものとする。

(利用時間)

第5条 足湯の利用時間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 午前9時30分から午後4時まで

(利用可能日)

第6条 足湯の利用できる日は以下の日を除く毎日とする。

- (1) 毎週火曜日及び毎月第1月曜日。ただし、同日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）第3条に規定する休日（以下「祝日法の休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い祝日法の休日でない日
- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
- (3) 焼却施設の定期点検、整備、修繕等により余熱設備の稼働が停止している日
- (4) 悪天候等により足湯利用に支障がある判断した場合
- (5) 全号に掲げるもののほか、管理者が使用停止を認めたとき。

(利用者の制限)

第7条 足湯において、次の各号に該当する者に対し利用を禁止することができる。

- (1) 他人及び施設設備に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれがある者及びこれらのおそれのある物品又は動物を携帯する者。
- (2) 感染症の疾患を有する者。
- (3) 介護を必要とする人及び心身障害者並びに幼児で介添えのいない者。
- (4) 飲酒・喫煙行為及び泥酔している者。
- (5) 半身浴又は全身浴を行う者。
- (6) 着衣を浴槽に浸ける者。
- (7) 身体を洗う又は衣類、タオル等の洗濯をする者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、足湯の管理上支障がある行為をすること。

(使用料)

第8条 足湯の使用に係る使用料は、無料とする。

(利用の禁止又は制限)

第9条 足湯の利用が危険であると認められる場合又は足湯を保全する場合においては、利用を禁止し、又は制限することができる。

(委任)

第10条 この基準の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(別図)

